

独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部を改正する政令要綱

第一 再就職に係る届出事項に関する事項

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第五十条の七第一項（同法第五十条の十一において準用する場合を含む。）の規定による届出事項に、再就職の約束をした日以前の中期目標管理法人事職員としての在職中において、再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日、再就職先の連絡先並びに離職後の就職の援助を行った者の氏名又は名称及び当該援助の内容を追加すること。（第十六条第四項関係）

第二 その他事項

所要の規定の整備を行うこと。

第三 施行期日等に関する事項

- 一 この政令は、平成三十年一月一日から施行するものとする。 （附則第一条関係）
- 二 所要の経過措置を定めること。 （附則第二条関係）